

2016年7月11日

お客様各位

中央労働金庫

「山の日」制定による返済予定日の変更について

日頃より格別のお引き立てをいただき厚くお礼申し上げます。

さて、祝日法の改正により2016年以降の8月11日が新たな国民の祝日「山の日」として制定されることになりました。当金庫において、ご融資を利用いただいているお客様のうち、ご返済日が11日のお客様におかれましては、8月のご返済予定日が変更となりますのでご案内申し上げます。

記

1. 2016年以降の返済予定日について

2016年以降、8月11日の翌営業日が返済予定日となります。

※今回の返済予定日の変更により、お客様の支払利息に影響はありません。



2. 対象者

当金庫においてご融資を利用いただいているお客様のうち、ご返済日が11日のお客様

3. 「ご返済予定表」の発行について

「山の日」制定に伴う新たな「ご返済予定表」のご郵送は致しませんので、あらかじめご了承ください。

なお、「ご返済予定表」の再発行をご希望される場合は、お取引店までお問い合わせください。

(注) 2015年7月27日以降に発行となった返済予定表においては「山の日」を考慮した返済予定日で発行されております。

以上